【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第六十条　削除

（改正前）

第六十条　第三十六条の規定は、大蔵大臣が第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は前条の規定により登録を取り消した場合に、これを準用する。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】 （改正なし）

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】 （改正なし）

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第六十条　第三十六条の規定は、大蔵大臣が第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は前条の規定により登録を取り消した場合に、これを準用する。

（改正前）

第六十条　第三十六条の規定は、証券取引委員会が第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は前条の規定により登録を取り消した場合に、これを準用する。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第六十条　第三十六条の規定は、証券取引委員会が第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条第一項又は前条の規定により登録を取り消した場合に、これを準用する。

（改正前）

第六十条　第三十六条の規定は、証券取引委員会が第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条又は前条の規定により登録を取り消した場合に、これを準用する。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第六十条　第三十六条の規定は、証券取引委員会が第三十条第五項、第三十八条、第三十九条、第四十条第三項、第五十七条又は前条の規定により登録を取り消した場合に、これを準用する。